

新中間処理施設整備検討有識者会議規約

(目的)

第 1 条 十勝圏複合事務組合（以下「組合」という。）の新中間処理施設整備に向けた基本構想の策定にあたり、同施設の整備について専門的な意見を聴取するため、新中間処理施設整備検討有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催する。

(検討体制)

第 2 条 有識者会議は、学識経験者等 4 名以内の委員をもって組織する。

(会議)

第 3 条 有識者会議に座長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 座長は、会務を総括する。
- 3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員が、その職務を代理する。
- 4 有識者会議の開催概要を組合ホームページに掲載する。

(庶務)

第 4 条 有識者会議の庶務は、くりりんセンターにおいて行う。

(委任)

第 5 条 この規約に定めのあるもののほか、有識者会議に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この規約は、平成 30 年 5 月 15 日から施行する。